

第 14 回

熊本県議会

# 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成25年9月27日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 14 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成25年9月27日（金曜日）

午前10時3分開議

午前11時34分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革について
- (2) 道州制について
- (3) 閉会中の継続審査事件について

出席委員（15人）

委員長 溝口幸治  
副委員長 池田和貴  
委員 前川 收  
委員 大西一史  
委員 井手順雄  
委員 松田三郎  
委員 重村 栄  
委員 田代国広  
委員 松岡 徹  
委員 西 聖一  
委員 淵上陽一  
委員 増永慎一郎  
委員 杉浦康治  
委員 前田憲秀  
委員 甲斐正法

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長 岡村 範 明  
理事兼市町村・税務局長 檜木野 史 貴  
首席審議員兼人事課長 金子 徳 政  
財政課長 福 島 誠 治  
税務課長 渡 辺 克 淑  
市町村行政課長 原 悟

市町村財政課長 高山 寿一郎

企画振興部

総括審議員兼政策審議監 内田 安 弘  
企画課長 小原 雅 晶

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 古閑 陽 一

環境生活部

首席審議員兼

環境政策課長 宮尾 千加子

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 出田 貴 康

農林水産部

農林水産政策課長 田中 純 二

土木部

監理課長 成 富 守

審議員兼

都市計画課課長補佐 田尻 雅 裕

教育委員会事務局

教育政策課長 能登 哲 也

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 板橋 徳 明  
議事課主幹 左 座 守

午前10時3分開議

○溝口幸治委員長 ただいまから第14回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

それでは審議に入ります。

本委員会に付託されている調査事件は、地方分権に関する件、道州制に関する件であります。

まず執行部からの説明の後に、一括して審議を行いたいと思います。

説明に当たっては、可能な限り簡潔にお願い

いたします。

それでは、議題1及び2について、小原企画課長から説明をお願いいたします。

○小原企画課長 企画課でございます。

それでは、まず地方分権改革関係について御説明いたします。

資料、地方分権改革関係をめくっていただいて、3ページをお開きください。

3ページになります。ページの上から、地方分権改革のこれまでの経過を簡単にまとめております。

ページの一番下の政権交代後の動きについてでございますが、6月の当特別委員会で御報告させていただいた以降は、法案成立や閣議決定といった大きな動きはあっておりません。

しかしながら、6月の特別委員会から本日まで間に、地方分権改革推進本部、地方分権改革有識者会議及び有識者会議の下に設置されている専門部会が開催され、国から地方への事務権限の移譲等について議論がなされております。議論の概要については、後ほど御説明いたします。

4ページをお開きください。

6月に成立した第3次一括法に係る本県の取り組み状況についての御説明をいたします。

資料上段の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大というところをごらんください。

今回、第3次一括法で本県で条例を改正する必要のあるものは、地方公務員法など6法律になります。この法律について、それぞれの法律名、提案条例名、条例の内容、提案状況を整理させていただいております。

このうち、昨年度に御審議いただいた第2次一括法のように、自治体として独自性を発揮しやすい運営に関する基準を設けるような法改正は、介護保険法だけとなっております、そ

の他の法改正は、審議会の委員の定数などを条例委任するなどの、比較的小規模なものが多くなっております。

今後、関係条例の改正等に向けた作業を進めてまいります。提案状況の欄にありますとおり、委員の定数などを定めるなどの条例改正は、今年度中を予定しております。

一方、介護保険法などのように、県民からの意見をしっかりと聞いていく必要があるものにつきましては、第3次一括法でも1年間の経過措置が設けられていることから、第三者からの意見聴取、パブリックコメントの実施等を経て、来年度に条例改正を提案させていただくこととしております。

次にページの下欄、基礎自治体への権限移譲というところをごらんください。

今回、第3次一括法で基礎自治体へ権限移譲される事務は、薬事法に基づくコンタクトレンズ等の高度管理医療機器販売業等の許可等と、都市再開発法に基づく市街地再開発事業における事業認可権限等の2事務です。

移譲対象が薬事法に係る事務は、保健所設置市、都市再開発法に係る事務は、指定都市であるため、本件ではその移譲先は、いずれも熊本市となっております。

1つ目の薬事法の高度管理医療機器等に係る事務は、平成27年4月からの移譲となるため、平成25年度は、県として移譲に向けた協議を行い、平成26年度から円滑な事務引き継ぎや事業所等への周知を行います。

下の2つ目の、都市再開発法の市街地再開発事業における事業認可権限等については、平成24年度から既に、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、権限が移譲されております。

この第3次一括法の対応に関する工程表が、次の5ページでございます。

工程表の記載内容は、6月に説明させていただいたものと変更等はないので、説明は省かせていただきます。この工程表に

基づき、関係部局で連携して計画的に対応してまいります。

6ページをお開きください。

9月13日に開催された、第3回地方分権改革推進本部で示された資料でございます。

6月の特別委員会で御報告しましたとおり、現在、国において国から地方公共団体への事務・権限の移譲等の検討がなされており、夏ごろをめどに一定の結論を出すというスケジュールが示されておりましたが、第3回地方分権改革推進本部において当面の方針が示されましたので、御説明いたします。

2、当面の方針をごらんください。

現在、国の出先機関が所管する100の事項について、(1)から(4)まで4つのカテゴリーに分けて移譲等の方針が示されております。

まず(1)ですが、地方公共団体に移譲する方向の事務・権限が44事項となっており、これは各府省、地方ともに移譲の方向でおおむね考えが一致している事務・権限となっております。下の7ページに具体例が記載しておりますので、そちらをごらんください。

7ページ上部の別紙1と書かれた部分が今御説明した項目になり、医療法に基づく医療法人（広域）の設立認可・監督、看護師などの各種資格者の養成施設等の指定・監督等、道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等の3つの事務・権限が具体例として記載されております。

3つ目の、道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等のみ、今回示されている事務・権限の中で唯一、希望する市町村を基本として移譲という方向性が明示されております。

6ページに戻っていただき、この(1)地方公共団体に移譲する方向の事務・権限44事項については、国の関与等、所要の措置や移譲の方法等を検討・調整し、本年度中に見直し方針として具体的な取りまとめがなされる予定です。

次に(2)ですが、関連する事務・権限の移譲の可否などの検討・調整を要する事務・権限が29事項となっております。これは、各府省が移譲を検討している報告聴取や立入検査といった事務・権限を地方に提示したところ、地方がこれに関連する改善命令や業務停止命令といった事務・権限もあわせて移譲するよう求めたもの、あるいはその他の調整が必要と回答したものでございます。具体例については、下の7ページをごらんください。別紙2と書かれた部分が今御説明した項目になり、医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視、割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者（クレジット事業者等）に対する報告徴収・立入検査、直轄河川及び国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等の3つが上げられております。

これらの事項については、関連するほかの事務・権限の移譲の可否等を検討・調整し、本年度中に結論が得られたものについては、上の6ページ(1)の地方公共団体に移譲する方向の事務・権限として見直し方針に盛り込むこととなっております。

再び6ページに戻っていただき(3)でございますが、こちらは前の(1)、(2)とは違い、移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限となっており、3事項でございます。具体例につきましては、再び下の7ページに記載されております職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業が上げられております。これは、移譲以外の見直しということで、ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取り組みを積極的に推進するとされております。

再び6ページに戻っていただき(4)ですが、引き続き検討・調整を要する事務・権限が24事項でございます。これは、地方側が移譲を求めている事務・権限で、各府省が引き続き国において実施したいとしているものに

なります。農地法に基づく農地転用の許可などが具体例として挙げられており、これらの事項は、(2)と同じく引き続き検討・調整を進め、本年度中に結論が得られたものについては、(1)の見直し方針に盛り込まれることとなっております。

最後に(5)ですが、今までに御説明いたしました移譲等について、法律改正事項がある場合は、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本とするという方針が示されております。

8ページをお開きください。

同じく9月13日に開催された、第3回地方分権改革推進本部で示された資料でございます。地方分権改革の総括と展望に関する政府の今後の取り組みについて記載されております。

上の枠囲みでございますとおり、平成5年の衆参両院の地方分権の推進に関する決議から、第1次分権改革、三位一体改革、第2次分権改革、地域主権改革を経て、ことしで20年でございます。

このような長い歴史の中で、地方分権改革は地方公共団体における実践の段階に入り、一定の成果があらわれてきているとされております。

そこで政府としては、下の枠囲みのところでございますが、下の3つのポツに掲げられている取り組みを行う予定としております。

まず1つ目のポツにあるとおり、優良事例を収集し、課題を抽出して一旦これまでの取り組みを総括しようという取り組みでございます。

次のポツですが、2つ目として、それを踏まえて今後の展望を取りまとめ、今後取り組むべき方向性を明らかにするための取り組み、最後の3つ目のポツですが、国民や地方に対し改革の成果や優良事例をわかりやすく発信する取り組みです。

このため、当面の取り組みということで、

左下の枠囲みでございますが、総括と展望のための取り組みでございます。地方分権改革有識者会議において、①地方公共団体に対する調査、②学識経験者や地方六団体からのヒアリングを実施することとされております。

そして、下の今後のスケジュールでございますが、以上のような調査・ヒアリングを踏まえ、有識者会議において年内に中間取りまとめを行う予定となっております。

さらに、年明けに地方から意見聴取を行い、来年春に最終取りまとめを行い、今後取り組むべき方向性を明らかにすることとされております。

また、右下の枠囲みでございますように、地方分権改革の成果の国民や地方に対するPRとして、1、ホームページなどを利用したPR、2、地方の現場におけるPRの実施が計画されております。

9ページをごらんください。

平成25年8月29日に開催された、第4回地方分権改革有識者会議で示された資料でございます。

ページ左側に事務・権限の移譲と、右側に地方分権改革の総括と展望のスケジュールの案が記載されております。この2つの取り組みのスケジュールについては、今し方簡単に御説明させていただきましたが、改めて紹介させていただきます。

左側の、事務・権限の移譲等をごらんください。

今後の動きとしては、下から2行目に記載されているとおり、地方公共団体に移譲する方向の事務・権限について、移譲の方法などをまとめた見直し方針が、12月に閣議決定される予定です。また、3月には一括法案が閣議決定され、通常国会に提出するというスケジュールになっております。

次に、右側の地方分権改革の総括と展望をごらんください。

ページの中ほどに記載されているとおり、

今月から10月にかけて地方公共団体への調査が行われ、また、12月にかけて地方分権改革有識者会議が月2回程度開催され、学識経験者、地方六団体からのヒアリング等が行われる予定です。これらを踏まえ、12月には中間取りまとめがなされる予定になっております。その後、1月から3月に、有識者会議の地方懇談会の開催、4月から5月にかけて有識者会議で総括と展望に関する取りまとめがなされ、6月の骨太の方針に反映されることとなっております。また、6月から7月には、地方分権改革シンポジウムを開催し、7月以降に最終取りまとめを受けた検討・整理を推進していくというスケジュールになっております。

地方分権改革関係の説明は、以上でございます。

続きまして、道州制関係について御報告をさせていただきます。

12ページをお開きください。

道州制関係の動きを一覧にしております。

下のほう、下線を引いている部分が、今回の新たな動きとなります。

まず1行目の、自民・公明両党は、道州制基本法案の国会提出で合意しておりましたが、提出されないまま6月26日、通常国会会期末を迎えております。

次に下のほうでございますが、7月8日、9日の両日、全国知事会議が愛媛県で開催され、道州制に関する議論も行われました。本県知事も出席しております。

会議では、推進派、慎重派、反対派などそれぞれ多くの意見がありましたが、与党の道州制基本法案については、今後修正される可能性もあるため、取りまとめとしては法案への賛否については述べず、問題点を列記してそれを提示するという形で「道州制の基本法案について」として集約されました。その内容については、次の13ページ以降に掲載しております。

13ページをごらんください。済みません、ここから資料が縦になっております。

まず、冒頭の部分で、基本法案には道州制の必要性や理念・姿が明確に示され、その上で国と地方、双方のあり方を見直す抜本的な改革が必要であることが明確にされなければならないとした上で、自由民主党を初めとする4党において、統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されていることは評価するものの、こうした事項が明確にされていないという問題点を指摘し、基本法案のあり方について意見を述べるとしております。

意見の内容は大きく分けて3つあり、まず中ほどの枠囲み1、基本法案において最低限明確に示すべき事項として法案への明記を求めており、次に14ページの下枠囲み2、基本法案において方向性を示した上で、さらに具体的な議論を行うべき事項についてとして、法案への明記までは求めないが、今後、十分具体的な議論が必要と指摘、そしてその次のページにいただいて16ページの枠囲み3、道州制の論議と並行して実施すべき地方分権改革についてとして、道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させることのないよう求めております。

申しわけありませんが戻りまして、13ページの1の、基本法案において最低限明確にすべき事項については、まずその下下線部分でございますが、1の1、国民的議論が行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならないとして、①道州制の必要性や、②メリット・デメリットなどのイメージを示し、次の14ページでございますが、③積極的な情報発信を行って、国民的議論を巻き起こすことを求め、また、④道州制の根幹部分については、国と地方の協議の場を初め、さまざまな機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させることを求めております。

次に、下線を引いてある部分、1の2、道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない、として、①中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること、②国の役割を限定列举し、道州や市町村の役割を明確に示すことを求めています。

次の下線部1の3、道州制は地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならないとしており、この国民の幸せの向上につながるものでなければならないというところは、本県知事の意見でございます。

具体的には、①国民生活のナショナルミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと、②道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整制度のあり方を示すことを求めています。

次に枠囲みの2でございますが、さらに具体的な議論を行うべき事項については、右の15ページ上の下線部で、まず2の1、道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、あわせて国の立法機関のあり方について十分議論すべきであるとして、①道州と国の立法権限の範囲、相互関係の見直しの方向性、②国会議員の削減数や二院制の見直しの方向性、③直接公選制と考えられる道州の首長と国の議院内閣制との関係について議論が必要と指摘しております。

次に中ほどの下線部分2の2、道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきであるとして、①道州制における基礎自治体の強化方針とその手法、②基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策、③大都市と道州との関係、④住民自治の強化方策についての議論が必要と指摘しております。

さらに、下の下線部分2の3、道州と国が

十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきであるとして、①道州が十分な税財源を確保するための具体的な方策や、②国、地方の債務の削減についての十分な説明などを議論する必要があるとしております。

最後に、次の16ページの枠囲みでございますが、3、道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革についてとして、①事務・権限の移譲や義務付け・枠付けのさらなる見直し、②国出先機関の移管、③事務・権限移譲について特区制度の活用、④国と地方の役割分担に応じた税財源配分の見直しと、税財源の偏在性が少なく税収が安定的な税体系の構築、持続可能な地方交付税制度の確立と地方一般財源の充実などを求めています。

以上が、全国知事会が取りまとめた意見でございます。

申しわけありませんが、12ページにもう一度戻っていただきまして、一番下の下線部のところでございます。下から3行目でございます。

8月6日には、今、御説明した道州制の基本法案をもって、全国知事会の上田埼玉県知事が、自民党道州制推進本部に要請活動を行っております。

同じくその次、9月2日には上田知事が新藤内閣府特命担当大臣に要請活動を行っております。両日とも非公開で行われており、報道では、8月6日自民党への要請活動では、意見は法案を修正する中で生かしていきたいという発言がございましたが、どの部分かの発言はなかったと伝えられております。

9月2日の新藤大臣への要請活動では、大臣から、道州制についてはしっかりとした国民的議論が必要であるという基本を再確認した。国の根底から見直す作業であるから、まずは与党と国会での議論を詰め、それを受けて我々行政側で対応していきたいとの発言があったと報道されております。

最後に、12ページの一番下のアンダーラインのところでございますが、9月6日、県と熊本県町村会役員との意見交換を実施し、その中で道州制について意見交換を行いました。

県町村会からは、嘉島町長の荒木会長を初め評議員の方々に御出席をいただき、県からは二役が出席しております。

会議では、道州制の導入で、市町村の再編を強いられ、地域間格差が拡大するのではないか、住民が遠くなり地域の独自性が発揮できないのではないかといった、道州制についての不安や懸念が示されましたが、地域住民の幸せが一番大切であるということでは一致し、今後、住民の幸福量の最大化という最終目標を共通基盤として、事務レベルで今後も意見交換を重ねていくという結論になっております。

道州制関係の説明は、以上でございます。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方は挙手をお願いしたいと思います。できるだけ論点を絞って簡潔に質問をしていただいて、答えるほうも的確に答弁をお願いしたいと思います。

○前川収委員 まずは一括法の話なんですけれども、さまざまな権限移譲のものが1つずつ数字ごとに出てきておりますけれども、初めて今回、市町村が望むものというのがどこかに出てきましたね。7ページの、国土交通省の道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等という部分は、希望する市町村を基本とし移譲するというのが——ちょっと待ってください、まだ途中で言っているの——出てきておりますけれども、基本的には、要するに法律で移譲しなさいという形で進んでいき、要らないものもやらざるを得な

いという形になってきたから、あえてここで希望する市町村という形が出ているのかなというふうに思いますが、その辺の確認をちょっとしてください。御答弁を。

○小原企画課長 この有償事業の輸送に関しましては、今回、町では既に30を超える市町村が実施をしております。

そういう意味で、今後NPOや市町村が自家用車を利用しての有償で輸送できる制度について、登録上の手続等で事務を引き受けたいというところでは行うということになっております。

ただ、先ほども申し上げた、これまでの経過につきましては、私のほうではちょっと把握をしておりません。

○前川収委員 調べてもらいたいですけれども。結局、一括法でどんどんどん権限移譲していくのはいいんでしょうけれども、うちは要らないと、コンタクトレンズの許可なんて、ちっちゃな村でそんな、何年に1回あるかないかわからないような申請事務みたいなもので一括法、どっちかという一括法には余り人目に触れないような、そういったものから先にずっと移譲してきたというのが、私の印象としては思っておりますけれども。そういうのが法律で決められて、要らないものまで押しつけられて市町村にどんどんどん移譲していくと。そうすると、前にも僕は1回お話ししたことがあるけれども、市町村の事務だけ膨らんでいって、権限移譲を受けたならば結果として窓口だけはやっぱりつくらなければいかぬ。つくった窓口はそれなりに、その申請事務についての研修を受けなければいけない。それはいつ使う機会があるかわからなくても継続しておかなければならないというような、何かばかげた、全然効率化じゃない、非効率的なことまで含めて移譲の対象になって、どんどんどん押し



つけられているということについては、おかしいとずっと僕は思っていて、今回この中に希望する市町村という形が出てきたわけでありますから、今後、私はやっぱり移譲を推進していく上において非常にこれは大事な言葉だと思っているんですよ。移譲することもできますと、要らない人はやらなくていいという話があってもしかるべきだと。その形が今後どう展開されていくかということは、ある程度アピールしないと。多分、全部地方が欲しがっているというふうに思われているかもしれないですね。欲しがっているものと要らないものと、私はあると思うんですよ。そんなものは県に要りませんという部分も、多分私はあると思います。ただ何となく権限移譲、地方分権と言え、錦の御旗のような話になって、何でもかんでも移譲して、ただ、逆移譲したらどうですかと前回の委員会で、県が一旦市町村に移譲して、それを逆に県が移譲してもらい、移譲というか事務代行をするということまで考えていかなければいけないんじゃないかという話をしておりました。これまでの流れの中においては、この希望するところがあったかないかは誰かわからないんですか。法律で決められたら何月何日までに全部移譲しなさい、という世界でやられてきているんですかね、やっぱり。誰か確認できませんか。

誰もいない。じゃあ、わかりました。

基本としてはこういうやり方のほうが、私は市町村にとっても県にとっても望ましいやり方だというふうに思っておりますので、できれば、いろんな議論はあると思いますけれども、そういうことを国に対しても、分権一括法はこれから総括ともう1回展望というものを国もやっていくということでありますので、ぜひそういった意見も知事会あたりでも述べていただいて、分権は押しつけられたものでやっていって、望まない権限までくれとは言っていないということ、そういったところ

は市町村からたくさんそういう話が聞こえてきますので、ぜひそこを少し考慮していただければというふうに思います。県からの発信の仕方として。

それと、もう1ついいですか。

○溝口幸治委員長 はい、どうぞ。

○前川収委員 道州制の話。知事が今回の一般質問の御答弁の中でもいろいろ議論をして、最終的に行き詰まってくると、最後は道州制と、道州制がかなえばできますというような、起承転結の結の部分で道州制という言葉をよく引用なさっていらっしゃるって、御本人はもちろん推進ということでも表明なさっているということについては、今回の代表質問、一般質問を聞きながら非常にそういう印象を私は受けました。

ところで、まだこの道州制の基本法案についての意見を全国知事会でおまとめになっていらっしゃる中であっても、知事会の中でも賛成、反対、まだわからぬという3種類の人がいらっしゃるという前提の中で、あれほど道州制を推進するという言葉を知事がおっしゃっているということの根拠には、蒲島知事もしくは熊本県政がイメージしている道州制があるんだろうと私は思っておりました。それが無いのに、なぜ道州制が必要だと言えるのかというのは、誰だって基本的に思う疑問ですよ。最後は道州制ですとおっしゃる。自分がイメージしている、もしくは県がイメージしている道州制というものの姿というものを、誰か確認しているのかどうか、ぜひ御答弁をお願いします。知事の頭の中だけなのか、それとも要するに庁内的に議論があっているのか。

○内田総括審議員 道州制の議論、特に九州モデルの議論、戦略会議などでずっとやってきました。その中では、その枠組み的なもの

はある程度提示されて、九州としての考え方はある程度できていると思います。

ただ、今、前川委員がおっしゃいましたように、じゃあ知事としてそれから県としてというスタンスでございますけれども、知事としては、基本的にいわゆる幸福量の最大化のための道州制というような大きな枠組みでは確かに進めようということはありませんけれども、じゃあ個別の課題があるということは知事も認識しておられまして、それで、じゃあ財政調整制度とか市町村との関係とか、そういうところまではまだ具体的に十分議論が煮詰まっているというところまではいってないというふうに思います。

○前川収委員 私は、県民の幸福量の最大化のためには、簡単に言えば道州制が必要ですよというこのロジックというのは、非常に安易過ぎて、わかりづらいと思っています。というのは、その道州制のイメージがほかの人に伝わってない、もしくは皆さんも明確に見えてないというのに、なぜ道州制ならば県民の幸福量は最大化するのか、それがわからないんだと私は思っています。私は非常に、今、道州制についてはかなり懐疑的になってきて、この委員会の議論をずっと一貫してやっている中で、非常に危機感を見ておりまして、余り安易にやるべきじゃないと、やっぱりきちっとした本当に詰めの一つ一つの積み上げの議論をやらないと非常に危険だ。多分その認識というのは、町村会の皆さん方もかなりの部分で共有なさっていらっしゃる、基礎自治体側から見たときの道州制というものが、県から見たときとは違う見え方をしているというふうに思っております。

そこで、あれほどやっぱり公式な一般質問、代表質問の御答弁の中で、県民の幸福量の最大化のためには、究極的には道州制が必要だというお話をなさるのであれば——するなどは言いません、していいです。していい

けども——その理由をやっぱりきちっとわかりやすくお示しにならないと、さっき最終的には道州制で全て片づけてしまう、道州制と言えはそれで済むという、さっき言った地方分権、分権が必要ですよと言えはそれで済むという、その世界に道州制が入ってきているような気がして——私の個人的な話なんですけれども——気がしてなりませんね。

だから、やっぱり知事としておっしゃるときに、こうこうこういうことが可能になる道州制であれば県民の幸福量につながりますとかね、こうこうこういう道州制であれば、これはやるべきではないとか、もうちょっと踏み込んだお話をなさらないと、道州制がイメージ先行で、全ての物事に対して全て道州制であれば大丈夫と、オーケーと、幸せになれるという誤った、全国知事会もそれではないということ、今回の知事会としてのアピールの中では書いていらっしゃるわけですから。それと、やっぱり誤ったメッセージをね、道州制になれば道州制になればと言いつけることは非常に誤ったメッセージを県民に届けてしまう結果に今なりつつあるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、正しいか間違っているかはそれぞれ個人の主観によっては違うと思っていますので、あえて知事が思っている道州制というのはどういうものなのかということ、ぜひまとめてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○内田総括審議員 はい、わかりました。

知事の代弁をしますと、日ごろから道州制は手段であるというのが1つ大きな視点で、先ほど課長が申しましたように幸福量を最大化することが目的であるということです。

知事の中には、今の画一的な中央集権制度を改めて、地方のことは地方をよく知っている地方が責任を持って決定していくのが大事であるということで、その地方分権のほうも

非常に関心をお持ちで、これを進めていかなければならない、その手段としての道州制であるということです。

少子・高齢化、それから東京への一極集中、経済のグローバル化というような社会情勢の大きな変化に対応するためには、数百年前の社会情勢を、ある面、都道府県制度をもとにつくられてきたというところもあります。それで、少し枠組みを外れるものも多くあるのではないかと、オール九州で対応すべきことが、いわゆる分権の受け皿としてはふさわしいのではないかという思いが知事の中にあるというふうに思っています。高速道路網の整備、それから広域的な課題、先ほど申したように効率的・効果的な資源配分を地方の視点に立って自立的にやっていくということに対しては、道州制のほうがすぐれているんじゃないかということで、委員がおっしゃいましたように、懸念も非常にコミュニティーレベル、市町村レベルからすれば大きなことがあると思います。

一方で、分権という形では、今の市町村制度を超える課題解決のための1つの枠組みが必要であるというところで、知事はそういう個々の話はまたこれから、どういうふうな解決策を持っていくかということで議論を進めていくという話になるかと思えますけれども、方向性として分権、大きな課題に対応するためには道州制、九州という大きな、例えばまとまりという形での解決策が今は必要ではないかというふうに思われているというふうに理解しております。

○前川収委員 それは手段の部分、道州制は手段だというのはよくわかりますけれども、手段の中身がよくわからないということです。つまり危険な部分も含まれているという話をちょっとお話しされましたけれども、今我々が余り深く、さらっと言葉だけでしか聞いてない知事の話だけで聞くと、懸念の部分

は言われたことはないですね、ほとんど、人前でというか我々の前で。全部、最後は道州制ですという話になっているので、そこがやっぱり私は問題だと思っています。道州制でいい部分もあるかもしれませんが。それは主観ですから、それぞれいいか悪いかはその人の判断でしょうけれども。しかし、怖い部分も悪い部分もあるということもあわせて言わないと、道州制は全部バラ色だなんて、私は絶対思っていません。知事の今の発言は非常に、安易と言うといかぬですけども、全て最後は道州制になればということで、そこで決をとってしまうというか、それでおさめてしまっている懸念が強く、私からは見えております。もっと丁寧に道州制の話、例えば財源論の話だってあるし、例えばナショナルミニマムの話だって、地方の独自性が必要な部分と地方が独自性を持つてはならない部分、日本の国としてのナショナルミニマムを維持しなければならない部分と、それは両方あるわけですね。全部地方が勝手にやれなんて言い出したら、日本の国民性とか国民の統一感、アイデンティティーはどうなるんですかという世界だって、これは当然あります。大阪府みたいに教育の問題まで大阪府構想でやるとおっしゃっている。大阪で受けた教育と熊本で受けた教育は違う内容に結果としてなることが、本当に国家としていいことですかという部分、それは右とか左とかの話じゃなくて、違っているということについては、やっぱりおかしいと思いますから、守れる部分はちゃんと守ると。

それから、九州の中で合同でやらなければならない部分があるというのは、わかります。市町村だって、そういう部分はやってきました。市町村のほうが、むしろ県より前進的ですよ。広域行政、一部事務組合をつくって、例えば下水道の処理だって、それから消防だって、そういったことは今でもやっている。その進化系の中に市町村合併というもの

はあったと私はずっと見ているんですね。それが成功だったか失敗だったか、今後の検証は今からですけれども、中には失敗例も私はあると思っています。では、九州の中で何をやっているんですかと。余りよく見えませんが、民間と一緒に観光機構をつくって、九州内これが全部入っているという話ですね。あと熊本県がやっているのは、長崎と一部事務組合をつくって、有明航送船というフェリーを動かしている。それ以外に何かやっていることは、私は余り見えませんが、行政レベルでは、何か民間も含めたぼやとしたものはあるかもしれぬけれども、事務としてやっているのは、多分その一部事務組合の有明航送船だけだと思います。それはなぜかということ、本当に必然があるかないかの話だと思います。やろうと思えば、今の制度でもできるんですよ、長崎でやられているわけですから、やろうと思えば。でも、やらなければならない必然がないからできてない。つくってない、つくる必要がない、それが今の現状だと思っています、それなのに道州制だとおっしゃっているところが、どうもよくわからないと思っています。

もっと具体的に、そういったところを詰めていかないと、全てが道州制と言えればそれで済むということではないということの指摘をしておきたいと思えますし、そういった懸念材料を全く知事が持っていらっしやらないわけではないだろうと思っていますので、懸念材料も含めて、知事が持っていらっしやるイメージというか、もうちょっと具体的な一歩進めた、あれほどおっしゃるんだから、道州制が必要だとおっしゃるんだから、その内容について教えてもらえればと思います。次でもいいです、まとめて。何か県としてまとめてあるものはあるんですかね。もしくは知事としてまとめてあるものとかは。

○内田総括審議員 県というよりも、先ほど

言いましたように九州地域戦略会議でつくりました九州モデル、その中に入って議論を進めてきたということで、県としての意見としては、それが一応今の段階での1つのまとめというふうに我々は考えております。

先ほど委員からありましたように、財政調整制度とか先ほど言いました市町村の問題とか、いろんな懸念があるというのは我々も十分認識しておりますし、バラ色ではない。ある面では、この道州制の特別委員会の設置目的も、そういう懸念材料をやはりきちんと明らかにした上で、今後の国の道州制議論に地方としてどういうふうに客観的な意見を申し上げていくかという設置目的だろうと思えますし、我々もそういう意識の中で、懸念については把握し、いろんな場面で内部的な議論の中においては発言しているというところでございますので、これからもただ単にバラ色ということではなくて、懸念も含めて研究・調査活動を進めていきたいというふうに思います。

○前川収委員 もう1つ、ごめんなさい。最後です。

全国知事会でまとめられたときに、賛成、反対、中間的な懸念と3つあると思えます。九州の知事は全部賛成とおっしゃったんですかね、道州制については。

○小原企画課長 全員ではございません。それぞれ賛成、反対と、はっきり言明されて答えられている方はなく、発言の中で、大体賛成寄りではないかとか、慎重論だとか、そういった感じでございます。

○前川収委員 ということは、九州モデルそのものは全会一致できちっと、もうコンセンサスがとれているのかどうなのか。それと、この基本法案についてという全国知事会でまとめられている、これはどっちにでもとれる

わけですけれども、この全国知事会のやつはどうとでもとれる、賛成でもあり反対でもあり、ここだけを直せという話もありという両方入っているやつだからなかなかまとめにくいと思いますけれども。九州モデルについては最終的には全ての知事が、これでいきましょうというコンセンサスになっているという認識でいいんですかね。

○小原企画課長 はい、そのとおりでございます。

○前川収委員 はい、わかりました。

○大西一史委員 道州制についてちょっと話が出たので、先にそっちのほうからお尋ねします。知事が本会議で答弁された中で、町村会との意見交換は、改めて町村会としては反対ということの意見表明があったということです。ただ、その中でも知事と町村長という立場の違いはあっても、お互いが率直に意見を交わしたことで、考え方の異なる点や相通じる点をよく理解できたということなんです。相通じる点というのは、具体的にどういうことだったのか教えてください。

○小原企画課長 共通点に関しましては、同じ地域住民の生活をあずかる首長として、目的はお互い住民の幸福量を最大化すること、そういう点で一致しております。

○大西一史委員 それだけですか。

○小原企画課長 共通点はですね、それだけというか、そういうことでございます。

○大西一史委員 では、ほとんどが異なる点だったということで理解してよろしいんでしょうか。

○小原企画課長 はい、先ほども一部説明申し上げましたが、町村会からの意見について主なものは、まずはそのイメージがはっきりしないと、道州制に関するイメージがはっきりしない。それから市町村の再編を強いられるのではないかと。また、新たな集権体制ができるのではないかと。また、都市部とその周辺区域の格差が広がるということなど、地域の独自のきめ細かな対応ができなくなるのではないかと、といったことが主な御意見でございました。

○大西一史委員 考え方の異なる点は、我々もここでいろいろ議論しているの、よくわかるんですよ。

相通ずる点というのが、住民の総幸福量を最大化するという点だけだったというのは、何をもってこれを知事が有意義だとおっしゃっているのかが——答弁で有意義だと考えてますというふうにおっしゃったんで——それを私はよく理解できない。町村長の意見交換の中では、逆に言えば意見対立のほうはほとんどであって、実際には合致した部分というのは、住民の幸福量は最大化と。みんな合致しますよ、そんなものは。

だから、そういう意味ではさっき前川委員がおっしゃったように、道州制についての知事の具体的なお考えというのは余り中身がないのではないかなというふうには、私はやっぱり理解せざるを得ないなと。

なかなか、この道州制という非常にふんわりした、姿の見えない話の中で、我々もこの議論をするというのは非常に難しいんですけれども、現在の都道府県制の限界はどこにあるのかということを追求していくことが、やっぱり必要なんだろうと思います。知事の答弁の中で、現在の都道府県制を前提とした分権に限界があるとはっきりおっしゃってますね。どんな限界ですか。

○小原企画課長 知事が日ごろ申し上げているのは、熊本県という単位だけでは小さい部分があると。より大きな枠組みでやったほうが、より九州の住民の方にとってプラスになる点としては、例えば広域の観光や広域の産業、人材育成、あるいは広域の緊急医療、ドクターヘリ、それから広域の防災、そういったものを挙げておられます。

○大西一史委員 ということは、限界点というのはそれだけというふうに認識していいんですか、現時点で。知事が挙げておられる都道府県制の限界というのは、それだけなのか。

○小原企画課長 今のは一部でございまして、それ以外についてもあると思っております。

○大西一史委員 それで、それがはっきりしないんですよ。だから、都道府県制を前提とした分権というものの限界が、どこにあるのかというのは、やっぱりこれが道州制に向かうにしろ向かわないにしろ、一番大きなポイントだろうというふうに思います。

私も今回いろいろ議論をしていて、例えばICカードの議論なんていうのは——何か蒸し返すようでまたあれですけども——市レベルでもなかなか調整ができない。そういうときに、やっぱり県が広域調整的な形で乗り出す、1つあるのかなと思いついて聞いたので、なかなかそれもできないということであれば、これは1事例だからそれだけが全てだとは言わないけれども、だけど、本当に県の役割というのは一体何なのだろうなというのを考えさせられる今回のあれだったんですね。だから、そういう意味ではこの部分の、その都道府県制の限界というのをもう少しきちっと出していただいて、その上でさっき前川委員がおっしゃったように、道州制と

分権についての大きなきちんとした考え方、具体的な考え方をまとめていただかないと、どう幸福量上がるのかというのはさっぱりわからないということなので、それをお願いをしておきます。

それと、もう1点済みません、委員長。

16ページ、これは知事会の資料で、国の出先機関の廃止に向けた大幅な事務・権限の移譲、義務付け・枠付けのさらなる見直しというふうになっていますが、国の出先機関の廃止というのは、これはもう民主党政権のときからずっと言っている話であります。一方では町村長も含めて、国の出先機関というのはやっぱり必要なんだという議論があります。

現時点で、これは一応知事会で出しているから、この考え方に熊本県も基づいているんだろうと思いますが、国の出先機関は必要ですか、不要ですか。お聞きします。どう思っておられるのか、現時点で。

○小原企画課長 国の出先機関については、民主党政権の中で新たな「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」を閣議決定されました。その後、現政権になってあり方を検討していくということで、また振り出しに戻っているところがございますけれども、私としては個人的には、重なる部分はやはり随分あると思いますので、その部分については、地方に移譲した部分もいい部分もあれば、最終的にはやっぱり国がやらなければならない部分、先ほど前川委員がおっしゃっていたような部分もあると思っております。

○大西一史委員 国の出先機関は、私は、廃止という方向は1つの分権の流れの中で、地方の自由度を増すという意味では大きなものだというふうに思っていて、そこは推進すべき部分もあるなというふうに思ったんです

が、ただ、いろいろ災害の面、防災の面も含めてスケールでやっていくという場合の中で、本当にこれは国の出先機関のただ単純な廃止に向けたこの大幅な事務・権限の移譲というのじゃなくて、やっぱりこの中身の精査ですよ。だから国でやるよりも都道府県でやったほうが、より効率的で効果的で、しかも早くできるものというのはい体何なんだということを、もっともっと具体的に落とし込んでいかないと、もうずっとこの話、何年やっていますかという話なんですよ。

それで、逆に言えば、本当に国でやっていただいたほうが財源的にもきちんと統一できて、しかも権限も非常に強くコントロールできて早く進むという面なんて相当あるということ、ここ数年で随分わかってきたのじゃないかなというふうに思います。だから、その辺の整理もしっかりやっていただきたいということはお願ひしておきます。これ以上この問題をいろいろやっても、企画課長、多分お答えはなかなか難しいと思いますので。

それと、もう1点ほど。

6ページ以下の、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針というところですが、その当面の方針の中で44事項ですね、地方公共団体に移譲する方向の事務・権限ということで、これだけじゃ足りないの、私もこれ細かく見てみたんですけども、44事項のうち36事項が厚生労働省マターなんです。その中で、しかも、例えばあんま・マッサージ師とか鍼灸師に関する法律に基づく養成施設の認定及び監督とかですね。だから、栄養士にしたって、理容師にしたって、美容師にしたって何にしても、その養成施設の指定及び監督とか、そういったことばかりが、かなり大半を占めているんですが、これら44事項を都道府県に権限を移す、全国一律に移譲された場合に、どのくらい熊本県にとってメリットがあるのか、具体的なメリットというのはい体何なのかということをお

えていただきたいというのが1つ。

それともう1つ、ここに掲げられたいろんな事務・権限の中が移譲されるということなんですが、これは県内にどれだけ対象の養成施設なり、何なりというのがあるのかというのを教えていただきたい。

○古閑健康福祉部首席審議員 まず具体的なメリットの話の部分でございますけれども、こちらは、まず一番大きいのは事務処理の短縮が挙げられるかと思ひます。

といいますのは、今、国のほうに最終的には指定・監督の権限はございますので、それが都道府県でできるということの意味でございます。もう1つは各地元のいろんな養成施設等が、今までは国に相談とか助言を求められておられましたけれども、これが県のほうに相談・助言を求めることができるということで、身近なところで、そこら辺の県としての指導・助言ができるということが挙げられるのではないかなというふうに考えております。

具体的な数でございますけれども、例えば保健師、看護師等の養成所につきましては県内9施設ございます。あと、そのほかちょっと手元にはございませんけれども、そういう状況でございます。

○大西一史委員 今、事務処理の短縮と身近なところでいろいろそういうあれができるというけれども、施設自体も今、余り具体的にはお答えにならなかったが、例えばそういう9施設であるとか、物によっては1つか2つとかというところも多分多いと思うんですよ。そうすると、本当にこれは事務処理の短縮というのが、例えば標準処理日数というのを大体定めてありますよね、内規で。これ大体どのくらい減るかとか、そんなことは計算されていますか。

○古閑健康福祉部首席審議員 いえ、具体的にはまだそこまではやっておりません。

○大西一史委員 それで、それも含めてなんですけれども、44事項を眺めたときに、本当にこれが果たして県民の総幸福量を上げるほどの分権改革なのかといったらどうなのか、というふうに私はやっぱり思います。

それで、こういったものも含めてなんですけど、ここに書いてある全てのものに対して、やっぱりそういう具体的にどうなんだということをもう少し細かに、きょうここでだって、もう権限移譲されてしまって、例えば来年からというふうになれば、それは、もうそのぐらいのことは、ぱっぱっと答えていただかなければならないものだろうというふうに思います。県として、それを移譲することにどういう意味があるのか、意義があるのかということ整理をしておいていただきたいということ、これは全庁的にお願いをしておきますということです。

特にさっき、例えば自家用有償旅客運送の部分に関する事務・権限の担い手は、これは市町村が受けるということ、希望する市町村にというふうになっていますが、ただ、これなんかでも市町村が希望しない場合は、都道府県が市町村にかわって役割を果たすことができるので、都道府県にも移譲することができるようにすべきだというふうに、実は書いてあるんですね。こういうのは都道府県に移譲されたほうがいいのかというふうに思われますか、どうですか。

○小原企画課長 これは、それぞれ市町村においてどのように判断をされるかで、やっぱり決まってくるものだと思います。市町村のほうで、NPOがやっているものもあれば、市町村が運営しているものもある。もし権限が市町村に下りてくればいろんな——先ほどもお話がありましたように——手続上

非常に簡便になるので、地域の住民の方々にとってメリットになるという判断があれば市町村がされればよろしいですし、そういったメリットがないと、うちは県のままでお願いしたいということであれば、それは県の方で事務を引き継ぐということになるかと思えます。

○大西一史委員 その辺の整理も含めて、とりあえず具体をやっていただきたいということなんです。特にこの自家用有償旅客運送関係については、国のほうで運営協議会というのがあって、そこでローカルルールというのをいろいろ決めているんだけど、これが非常に不透明なんです。これが非常に問題があるということは以前から言われていた。総務部長も健康福祉部長をやられているので、この辺はよくおわかりなんじゃないかなというふうに思いますが、こういったものも逆に下りてきたときに、例えばいろんな反対も含めて、タクシー協会であるとかこういったところのいろんな反発というのは、ただでさえ非常に強いわけです。国でやるときにでさえ強いのに、地元を下りてきたときに、果たしてそこら辺の調整を市町村がちゃんとできるのか。市町村ができない場合は、県ができるのか。やっぱり権限のことはその辺まで考えて扱っていかねばならないんじゃないかなというふうに思いますので、その点も含めてよく考えておいていただきたいということをお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○松岡徹委員 1つは、今までの道州制の議論に関連して2点、あと二、三点ちょっと伺いたいと思います。

県の二役と町村会の意見交換会の中身だけでも、我々が聞いて課長がめくってちょっと答えるという感じだけど、どこの町長さん



が何を言ったかという名前はいいけれども、その要点のメモぐらいはここに出してもいいんじゃないかと思うし、委員長どうですか。大体、道州制の特別委員会ですからね、その問題で県の二役と町村長が意見交換したものを、概略ぐらいは出てもいいんじゃないですか。

○溝口幸治委員長 そのメモを出すというのも1つの案ですけど、実はこの委員会として同じメンバーと意見交換をやりたいということで調整しているんですけども、なかなか調整ができませんので、そういうのを機会に。

○松岡徹委員 それはそれで。それが出ればまた議論もかみ合うわけだからね。ぜひ委員長、検討してください。

○溝口幸治委員長 はい。では、ちょっと検討いたします。

○松岡徹委員 この委員会で3年目になるんですけども、再三なぜ都道府県制はいけないのかと。これはどのシンポジウムの記録を読んでも論文を読んでも、あるいは日本経団連の提言や政党の提言を読んでも、いかぬということは書いてあるけれども、なぜ都道府県ではいけないのかという説明はないんですよ。ですから、この委員会でぜひそこを審議しようじゃないかということを再三提案してまいりましたがけれども、きょう大西委員からああいう提起もあって、それに対する答えはもう極めてああいう中身でね。それでは、はいそうですかというわけにいきませんのでね。なぜ都道府県ではだめなのかということの、詳細な検討をね。やっぱり県の特別委員会ですからね、ぜひやるべきじゃないかということ、まず委員長に——注文ばかりつけますけど——要請します。

あと3点ほどちょっと聞きますが、1つは前回の議論との関係で、例えば町村長さんたちが道州制に非常にこだわられるのは、やっぱり1つは平成の大合併との関係があると思うんですね。ですから前日も、大西委員も井手委員も私も意見を言いましたけれども、やっぱり平成の大合併の検証をちゃんとやるべきだと。それに対して原さんのほうでアンケートとか直接の聞き取りとか、いろいろ考えますという御答弁だったけれども、その辺の作業ですね、体制とかどんな状況になっていますか。

○原市町村行政課長 市町村合併の検証につきまして前回、特別委員会で御報告し、総務常任委員会でも御報告いたし、先生方からいろんな御指摘も御要望もいただきました。

それは6月でしたけれども、早速7月には松岡委員からも宮崎の事例を御紹介いただきましたので、それも含めて全国の検証の状況をまず調査をいたしました。その中で参考になるものを今後深めていこうと思っております。

それと、検証は、やはり県だけではできませんから、市町村と協力してやる必要があるということで、その後、市町村の担当者に今回の検証に対する県の考え方あたりを御説明をし、来月、毎年やっています合併支援連絡会議の中で、県と一緒に検証をやりましょうということ合意をいただく手続をしております。その後、具体的に調査に入りたいと思っておりますが、できれば予算を確保して、委託という方法もございますので、そうなりますと来年度予算でという方法もありますので、今年度はそういう準備を始めているところでございます。

○松岡徹委員 これは7年前になるかな。最初のこの委員会ができたときに、そのときの委員長が前川委員だったんだけど、前川

委員が何と言ったかというのは議事録に載っているから、それで僕も言ったけれども、その後、馬場委員が発言している。馬場委員も、やっぱりその平成の合併の問題をちゃんと見てみないといかぬというようなことを言っているから、この問題はいわゆる道州制の議論と不可分なんです。ですから、今、原課長から説明がありましたけれども、ここであれだけ議論になっているわけですから、どういう形になるのかわかりませんが、その辺はきちっと御報告いただいたほうがいいんじゃないかなと思います。これはきっちり、やっぱり総合的・包括的な、いわば地域からの集約、それで宮崎みたいに産業分野別とかさまざまなアンケート、直接の聞き取り、あるいは県が推進した合併を県が整理するだけでいいのか、委託とか第三者とかを含めてお願いしたいなと思います。

それから次に、さっきからの議論とも関係するけれども、どうも道州制というのは、知事がひとり歩きして、知事は県民の精神的な高揚感をつくって、夢に向かって、それが道州制だという話だけど、空回りしていると思う。その1つの例が州都問題ですね。道州制の州都。これについてはくまもと未来会議をやって、偉い先生たちが集まっている議論して、そして州都構想をまとめて発表して、それについてはここでもちょっと意見も言いました。だけど結局は県民アンケートによると、2010年度は51.4%だったのが22.2%に下がっているわけですね。これは一体何なのか、これについての分析ですね。知事の分析あるいは事務方の分析、知事と事務方が一緒になって、この現象はどういうふうに分析しているのか、いかがですか。

○小原企画課長 道州制あるいは州都構想に関する県民の周知度が、年々低くなっているという御指摘でございます。

1つには、私どもの州都に関するPR等の不足も十分考えられると思いますが、国全体といたしましても、道州制に関しては、前政権に入ってから議論が非常に停滞しているところと、あと現政権においても、一時道州制ということも基本法案の提出でクローズアップされたものの、アベノミクスや最近の消費税あるいは経済対策等といった重要案件、重要議題が非常に多いということで、マスコミに載る部分も非常に最近減ってきているということから、また、たとえ道州制や州都構想を知っているとしても、それがいいのか悪いのかを判断するという材料についても、最近は先ほど何度も出ております市町村の反対とかいろいろ問題が出てきて、なかなか判断するのが難しいということが大きな原因になっているんじゃないかと思っています。

○松岡徹委員 どうも話を聞いてみると、国の責任、責任とまでは言わぬけれどもね、国の取り組みが市町村のあれだけ。私が思うのは、ずっと振り返ってみて、平成の合併のとき、熊本市の政令市の問題があったときに、蒲島知事が益城や城南や植木に行って演説されたり、いろんなお話をされたのをほとんど聞いているんだけど、結局は熊本市の政令市、そして道州制の州都と、こういうフレーズでの話がずっとなされてね、ここが実際何年かたってみてどうか。区役所の問題から今度の一般質問でも、また問題になったその線引きの問題から、やっぱり何というか。もっと言えば郡部のほうは熊本市だけ集約して、また合併したところも吸収されたところは、さんざんだというようなことで、何というか、そう簡単にその道州制で精神的な高揚感をつくるというのが、現実には即してないことが年々明らかになってきているということじゃないかと思うんです。そこを僕は、やっぱりもっと踏み込んで、究明

していかないとこの問題は解決しないんじゃないかと思うんですけども、いかがですかね。

あなたが今言ったのは、どこかの新聞に書いてあることをそのまま言ったようなものでね。

○小原企画課長 今、松岡委員が、どこかの新聞というお話でございましたが、それに関しては、私が自分で考えたものでございますので。

道州制、州都構想に関しまして、県民の関心が低いということで、それに関してはもっと我々としてもPRをしなければいけないし、何のためにこの道州制あるいは州都構想をつくったかということに関しまして、これは再三申し上げさせていただいておるんですけども、九州の多極分散型の発展を目指すために熊本県として何をすべきなのか、あるいは州都を目指す過程でより品格があって、より活力のある熊本をどうつくっていくのか。そういったのを県民の皆さんと協議をしながら、いざ道州制が成ったというときには、すぐ対応できるような準備をしようというところをつくったものでございます。

○松岡徹委員 結局は、道州制の州都というけれども、さっきの議論もあったが、道州制というのが言葉だけで中身は何もないわけですよ。それが中身は何もないけど、実際余りよくないものなんだなというのがだんだん県民、市民にわかってきているという反映じゃないかなと私は分析しているんですけども。

もう1つ、いいですか。

○溝口幸治委員長 はい。

○松岡徹委員 道州制の問題でいろんな問題をこの間提起してきましたけれども、きょう

は1つだけね。公務員改革と地方分権の問題で、道州制ではどうなりますか。

○溝口幸治委員長 公務員改革と……

○松岡徹委員 いわば道州制における公務員改革ね。そして、それは地方分権、地方自治との関係ではどういうふうになりますか。

○溝口幸治委員長 松岡先生の持論をお聞きした後のほうが、答えやすいかもしれぬですね。

そういう検討をされていますか、道州制後の。

○金子総務部首席審議員 道州制を前提とした公務員改革というか公務員制度はどうなるかというのは、個別に検討したことはございません。

○松岡徹委員 それなら、いいですか。

○溝口幸治委員長 はい、どうぞ。

○松岡徹委員 意見として、結局は国家公務員も減らすと、そしてそれを道に行く人、基礎自治体に行く人、それが大異動することになるんですよ。その中で行政の重複を減らすということで公務員も減りますよということなんですけれども、単にその公務員が減るというだけじゃなくて、省庁再編だって3つぐらいの省という構想になったりして、もう大変な異動をすることになるわけです。私がきょう言いたいのは、国と道州と基礎自治体の公務員を一本にすると、日本国公務員にするという構想があるんですね。これは知ってるでしょう。

○溝口幸治委員長 検討しとらぬから、ないでしょう。

○松岡徹委員 それで、そういう構想がいろいろあるんですよ。それは文献を調べてみればわかりますけれども、どこにあるというのはちょっと言いませんが、差し障りがあったらいかぬから。

結局は、そうなるのと、要するに地方自治というのは、地方自治法があって、そして地方公務員法があって、それで分権地方自治の機構も実態も成り立つわけですよ。

ところが、道州制で今1つ言われている公務員改革の中身として、国と道州と基礎自治体の公務員を一体化すると、一本化するという考え方があるんですね。こうなったら、それはもう大変なことになってしまうのでね。おいおい、この次あたりまた調べてもらって議論したいと思いますけれども。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○増永慎一郎委員 ちょっと前に戻りますけれども、町村会役員さんたちとの意見交換なんですけど、まず1つに、どういう形でどちらが持ちかけてこういう話があったのか、また、定期的にされているのか、ひとつ聞きたい。

○小原企画課長 今回の意見交換については、県のほうから御提案をさせていただきました。

○増永慎一郎委員 経緯。何でそういうふうな形になったか。

○小原企画課長 これまでも市町村と県との意見交換会をやる必要があるのではないかと、いろいろな意見がございましたので、それをもとに準備を進めてきたところでございました。

○増永慎一郎委員 町村会から要請が、そういうふうな意見交換をしてほしいという要請があったわけではないんですね。

○小原企画課長 はい、さようでございます。

○増永慎一郎委員 各首長さんたちといろいろな話をするんですけども、何で以前からそういうふうな、そういう議論をする際に町村会あたりと相談をしながらやってくれないのかという意見は、ずっとあったわけなんですよ。今回5月に議決というか、反対の意見を決議されましたよね。それを受けてやられたのではないかというふうに、私としては推測をしておりますが、それはどうでしょうか。

○小原企画課長 直接その反対の決議が、今回の意見交換のきっかけになったということではございません。

○増永慎一郎委員 先ほど大西先生の中で、結構何かいいムードで終わったような話をされていまして、一般質問の知事の答弁にもそういうふうな話があったのですが。実はこの会議の次の日に、ある首長さんから私に直接電話がありまして、朝からですね。それで何というか、この後も協議を一緒になって続けていくような話があったので、それでまとまったんですけども、何というか、町村会としては絶対反対というのが根底にあるので、和やかな雰囲気では終わってけれども、実は和やかじゃないんだよというのを、ぜひ理解をしていただきたいという話を私にされたんですよ。ですから、きょうこういう道州制の委員会があるので、そのときにでもきちんと皆さんの前でお話をしますということをしていましたので、それだけはやはり頭の中に入れておいていただきたい。それと、やはり県だけが——今さっき州都の話も、課長は

PRという形を使われましたけれども——これはあくまでもそれに進んでいくということで県民の理解を求めていくというような形で、その前にきちんとした議論があるというのを忘れずに、PRという言葉じゃなくて、こうなったらこうなるというような形で、そういうふうな言葉もちょっときちんと慎んでいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど言いましたように、この意見交換会は定期的にぜひやられるようお願いしたいと思いますし、先ほど委員長からありましたように、この道州制の委員会との首長さんとの意見交換会等もなるべく早くしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○内田総括審議員 今、町村会との意見とか、それからいろいろお伺いいたしましたけれども、基本的に先ほどの分権の議論、道州制の議論も、どちらかといいますと国が一方向的に進めてきているような状況があります。この道州制の特別委員会も、それに対してどういうふうに客観的に見れる目を養うかというようなことではないかと思えます。実は市町村のほうに話を余り落とさなかったというか落とせなかったのは、国と都道府県の関係については多少枠組みの中で議論はあったんですけれども、それを、では市町村との関係をどうするというの是一切国の議論の中でもありませんでした。ある面では、県レベルでの都道府県の議論に市町村の方が参加していて情報を収集していただくということは大事ですし、我々もセミナー等で情報の提供はずっとしてきました。ただ、県と市町村との関係をお示しするという内容が、ほとんど今まではなかったということです。ある面では、今の段階でもあるのは、20万程度の市町村をつくるとかいうぐらいの大きな枠組みだけであって、ほかに何も無いような状況ですの

で、そういう状況であるということを確認できたということだけありますし、町村会では道州制そのものに対する大きな全体に対する反論をされていますので、それを知事が直接お話を伺って、現場の声として町村をあずかる首長さんの声として直接聞けたということは、我々としては非常に有意義なことではなかったかと。その声を今度は都道府県レベルの議論にどのように反映していくかというのが県の役割かなというふうの一つ思っておりますので、今後もいろいろと議論をさせていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどありました分権の話なんですけど、これも道州制と一緒に、分権につきましては、いわゆる中央からやはり権限を地域の主体的な行政運営ができるようにということで求めてきた中で、ずっと、当初のペーパーにありましたように、平成の早い段階からずっと議論をやってきました。ですから、確かに小さい項目もいろいろあるかもしれませんが、この流れはやはりどうしてもとめてはいけないということで、ある面ではその清濁をあわせのむものではありませんけれども、とにかく分権の流れをとめないという形でこの議論はずっと進めていかななくてはならないかと思えます。出先機関改革も国が言い出した話で、それに対する反対論がある中で、では丸ごと受けようというのは、やっぱり分権の流れをとめないために、多少暴論かもしれませんが、では丸ごと受けようというような話の中で受けたという経緯があるかと思えます。

個々の話をしますと反対意見もいろいろあるかと思えますが、ただ大きな流れとして、分権の流れをとめないためには、いかに国の権限を県、市町村に持ってくるか、ないしは出先機関の権限を持ってくるかというような議論の方向ですべきかなというふうに思っています。ある面では一つの闘いではないかなというふうに思っていますので、これからも

我々はそういう姿勢の中で、分権の議論、ないしは道州制も、一方的に国のほうで枠組みを決めて押しつけてくる可能性がありますので、それに対して客観的にどういうふうに反論するかというための議論をしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

○松田三郎委員 増永委員の御指摘というか質問と全く同じ質問をしようかなと思いましたが、その点はいいんですけれども。加えて申し上げますならば、町村長さんというのは良識ある方が多いと思いますので、そういう議論の場では、言いたいことの半分か3分の1ぐらいにとどめて、しかも言い方も非常にまろやかにおっしゃる方が多いのかなと思っております。ですから増永委員御指摘の、翌日電話がかかってきたというのが、もっともっと表に出ない意見なり強さというのはあるんだろうと思います。また、うちの知事も、生来いい意味でも悪い意味でもプラス志向といいますか、楽観主義者でございますので、最後は和やかだったというのだけ印象に残って、意外と反対もないものだな、よかったよかったというふうに認識してもらっても困るわけでございますので、どうかその点はきちっと——もちろん認識なさっているとは思いますが——知事が思っただけ以上の厳しいようですよ、そういう指摘が委員会でありましたというのは、ぜひ耳に入れておいていただきたい。

そこで、この問題を含めてきょうは前川委員からも大西委員からもそれぞれ、例えば知事はどう思っているんだろうか、知事のイメージはどうだろうかというのを企画課長が答えてもこれは答えにくいことだと思います。想像してあるいはいろいろな今までの言動から推測して、こうかなという、非常に課長の答弁を見ておってもかわいそうな気がしますので。例えば、きょう出た——これは道州制にかかわらず内部のあれにかかわることで

すけれども——特別委員会の状況というのは、例えば総務部長から知事に後日レクで入れるとか、あるいはそういう時間がないから発言録程度は入れるとか、あるいは特別委員会に関しては特別そういうことはやってないというのは、言える範囲で結構ですが、どれぐらいのインパクトで知事に伝わるのかなというのを、ちょっとお聞かせいただければ。

○岡村総務部長 全体的な議会との関係ですけれども、きょう特別委員会があつてございます。きちとした形で、速報は入れさせていただいております。こういった議論があつている、こういうふうなことでございまして、そういうことは入れてございます。

また、その中で特にレクといいますか、そういったものが必要と思われるものは、担当のほうからきちっとそこは時間をとって上げるということはいたします。

また、それから後はこちらのほうでも、議会の議事録はきちっととられますので、詳細版のそういったものは追ってまた提出しているということはしております。これは常任委員会も同じでございます。ここでの議論についての重立ったことは二役の耳にはきちっと入るようにしております。

○松田三郎委員 きょうは特に、例えば前川委員がここまでおっしゃっておりますからどぎゃんかしてくださいというのは、前川委員を悪者にしてでも言いやすいのかなと思いますので、ぜひ正確に伝えていただきたいと思ひます。

以上です。

○溝口幸治委員長 ぜひ前川委員の意見を伝えていただいて、知事がみずから委員会に行つて話をしたいというぐらいになるように、お伝えいただきたいと思ひます。（「委員長ちよつと」と呼ぶ者あり）はい。

○松岡徹委員 私は、この委員会はやっぱり道州制についていろんな立場を超えて真摯に議論したほうがいいと思っているので、どの党がどうということちょっと考えたものだから、さっきの日本国公務員のことについては言わなかったんですけども、まあ念のため言うておきますと、自民党道州制推進本部第3次中間報告でそういう構想が出されておりますので、そういうことですので一応。

○溝口幸治委員長 はい、情報提供ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○田代国広委員 地方分権について、1つだけ聞きたいと思います。

農地の転用ですね、農地転用が自治体から移譲してくれというようなことになっているにもかかわらず——今回継続審議というんですかね——決まっておりませんが、その理由についておわかりであればお知らせ願いたいと思いますが、よく新聞を見ると省益という言葉があります。いわゆる役人の方々が、その府省の方々が、国益をむしろ省益を守ろうとする、そういった行動がたまに見られるというのを新聞あたりで見えるわけですが、この農地の転用について、まさか——それについては答えなくていいですけども——そういったことが少し影響していないかなということを感じていますよ。それについては答えなくていいんですけども、この移譲ができない理由がおわかりであれば教えてくださいたいと思います。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

まず農地の権限でございますけれども、今4ヘクタールを超える部分が国の許可というふうになっています。4ヘクタール以下は県

の許可で、一部市町村にも移譲している部分がございます。

国が許可している趣旨としましては、優良農地の確保と、これは許可の部分が転用にかかわる部分ですので、それと地域活性化をどうとらえるかという趣旨で、国のほうは許可権限を持っているものですから、その付近の調整、4ヘクタールを超えますとかなり大規模な調整になりますので、国のほうではその調整権限を、まだ県に下ろすまでの段階ではないというふうに判断しているんだと考えております。

○田代国広委員 農地転用等につきましては、やっぱりその管轄自治体が一番、有効利用については詳しいと思うんですよ。

そこで最近の話ですけども、菊陽町で、菊陽の中部小学校の改修がありましたね、今やっていますけれども。あそこは狭くて、子供がふえて手狭で、県道のあその前にすばらしい水田地帯があるんですね、道路脇に。そちらのほうに町が移転を考えて、その農地転用を指示したんですけども、結果的に認められなかったんですね。それでプールをほかにつくるとかして、今その現地で改築が進んでおりますが、私たちが見れば、なぜその道幅の向こうに立派な学校用地になっていいような、そしてそれが転用することによって、その菊陽町の農家の方々と申しますか、あるいは周辺地域に、いろんな迷惑や負担をかけるなら別ですけども、なぜこれは転用が許可にならないのかというのが不思議でなかったものですから。やっぱり4ヘクタール以上あったんですかね、その菊陽町の場合は。それは把握していませんか。

○田中農林水産政策課長 その菊陽の小学校の件は、具体的に面積までは記憶しておりませんが、ちょっと今言い忘れましたが、2ヘクタールを超えると許可権限は国に

ございますが、国との協議というのが必要になってまいります。それに4ヘクタールを超えるかどうかはちょっとはつきりしませんが、少なくとも2ヘクタールを超えるということで、国との協議が必要であった案件ではないかというふうに考えております。

○田代国広委員 国との協議が必要であったがゆえに、結果的に許可がとれなかった。ですから、そういったその国の許可権限が、国がなぜ許可しなかったのかですよ。その土地を、菊陽町にとってどう使ったら一番町にとって、あるいは住民にとって理想的か、効率的かということを見ると、国が反対するのがよくわからないものですから。今回の場合の転用の許可が検討になっておりますが、これもやっぱり全体の面積によって影響してくるんですかね。

○田中農林水産政策課長 面積で4ヘクタールを超える分も含めて県のほうに移譲してもらうということで、要望でございます。

済みません、ちょっとよろしいですか。

それで、いろいろ許可をする場合は、これは県も一緒ですけれども、その農地ではいけないとか、いわゆる代替地の検討とか優良農地とか、そういう関係もありますので、その付近のを含めて検討して許可をしているところでございます。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 はい、なければこれで質疑を終了いたします。

それでは続きまして、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件につきまして、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審議する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に入ります。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ私のほうから、先般佐賀市で開催された九州・沖縄未来創造会議の概要について報告します。

9月2日に開催されました。本県から村上委員、西委員と私の3名が出席いたしました。

会長、副会長の互選がございまして、その後TPP協定交渉について、それから九州の観光戦略について説明があつて、議論をさせていただきました。

以上です。

なければ、これをもちまして第14回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時34分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長